

福岡県公報

平成23年6月10日
第3265号

目次

告示(第986号-第1017号)

- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額の一部改正 (総務事務センター) …………… 2
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額 (総務事務センター) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 7
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 10
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(森林保全課) …………… 10
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 10
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 11

- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 11
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課) …………… 11
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) …………… 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 12
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 12
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 12
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 13
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 13
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 13
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 14
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 14
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) …………… 15
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) …………… 15

公 告

- 平成23年度クリーニング師試験の実施 (保健衛生課) …………… 15
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (森林保全課) …………… 16
- 平成23年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施(介護保険課) …………… 16
- 落札者等の公示 (システム管理課) …………… 17
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (農林水産物安全課) …………… 18
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 18
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 18
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 18
- 落札者等の公示 (総務事務センター) …………… 19
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 19
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 21

選挙管理委員会

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (市町村支援課) …………… 24

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) …………… 24

告 示

福岡県告示第986号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額（平成22年6月福岡県告示第951号）の一部を次のように改正する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

「平成22年4月1日以後」を「平成22年4月1日から平成23年3月31日まで」に改める。

福岡県告示第987号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、平成23年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,530円を超えるときは、104,530円）

	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が56,720円以下であるときに限る。）。	月額56,720円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,270円を超えるときは、52,270円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が28,360円以下であるときに限る。）。	月額28,360円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

福岡県告示第988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 橋 線	前	直方市大字頓野3884番5先から直方市大字頓野3869番1先まで	7.6 ～ 13.2	94.7
			後	直方市大字頓野3884番5先から直方市大字頓野3869番1先まで	16.0 ～ 16.4	102.6

福岡県告示第989号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡川崎町大字池尻字宮ヶ坪213番13から213番27まで並びに字河原217番1、217番3から217番10まで、218番2から218番7まで、219番7、219番10から219番31まで、219番34、224番2から224番4まで、224番7から224番15まで、224番18、224番19及び226番3から226番13まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町長 小田 幸男

福岡県告示第990号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する形質変更時要届出区域

飯塚市平恒字ノマ132番7、132番26、132番27及び1207番5の全部

飯塚市平恒字宮ノ前169番1、169番13、169番15、180番12、1105番2、1207番2及び1302番3の全部

飯塚市南尾字野添274番1及び274番7の全部

飯塚市南尾字迎坂252番16の全部

飯塚市南尾字弓田134番9の全部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

福岡県告示第991号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年5月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人たすけあい大川梅の華

(2) 代表者の氏名

梅崎 さえ子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大川市大字大野島1539番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、お互い様を合い言葉に助け合いの精神に基づき自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉のサービス、内部障害者（難病患者、腎臓病患者などをはじめとした身体障害者）や高齢者、病弱者に対して通院送迎サービスに係る事業、又利用者とその家族の日常生活支援に関する事業等を行うことで高齢者、障害者の社会的入院の解消ができ健康で安心した日常生活の質の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第992号

八女地区土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
野上 邦彦	八女市本983番地、984番地合併1
西江 道明	〃 本2971番地
國武 勲	〃 本686番地
古賀 勝典	〃 本2888番地
加藤 幸一	〃 大籠57番地
西村 一幸	〃 本2983番地1
平井 照也	〃 岩崎205番地

2 退任監事

氏名	住所
野上 治男	八女市本851番地
松延 政勝	〃 今福1257番地10

3 就任理事

氏名	住所
西江 道明	八女市本2971番地
野上 治男	〃 本851番地
古賀 勝典	〃 本2888番地
西村 一幸	〃 本2983番地1
野上 宏吉	〃 本870番地
加藤 幸一	〃 大籠57番地
平井 照也	〃 岩崎205番地

4 就任監事

氏名	住所
鬼木 敏博	八女市本858番地
松延 政勝	〃 今福1257番地10

福岡県告示第993号

両筑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
古賀 常利	朝倉市三奈木2200番地
松岡 吉寛	〃 相窪658番地
今福 円次	〃 屋永3564番地
飯田 大輔	〃 小田1435番地2
長野 徹	〃 片延90番地
堀尾 喜孝	〃 甘木1193番地
柿原 孝弘	〃 甘木553番地
高良 強	〃 上浦816番地
安岡 勝喜	〃 石成530番地
藤上 和美	朝倉郡筑前町栗田1621番地
原野 一臣	〃 〃 高田885番地1
久保山 保之	〃 〃 久光257番地
原田 信久	〃 〃 下高場2125番地
浦山 二男	〃 〃 三並514番地
行徳 經人	小郡市山隈391番地80
福永 努	〃 干潟1492番地22
牛島 壽	三井郡大刀洗町大字甲条1048番地
黒木 徳勝	〃 〃 大字山隈2103番地3

2 退任監事

氏名	住所
安本 弘喜	朝倉市牛鶴507番地
床嶋 安光	〃 草水248番地

矢野 義 臣	三井郡大刀洗町大字三川1407番地
--------	-------------------

3 就任理事

氏 名	住 所
古 賀 常 利	朝倉市三奈木2200番地
松 岡 吉 寛	〃 相窪658番地
井 本 勝 彦	〃 屋永2896番地
松 尾 正	〃 小田1577番地
長 野 徹	〃 片延90番地
堀 尾 喜 孝	〃 甘水1193番地
柿 原 孝 弘	〃 甘木553番地
矢 野 武 徳	〃 牛木211番地
安 岡 勝 喜	〃 石成530番地
池 田 篤 視	朝倉郡筑前町栗田1667番地 5
竹 永 忠 夫	〃 〃 高上63番地 3
久保山 保 之	〃 〃 久光257番地
倉 掛 喜 智	〃 〃 曾根田1784番地
岡 部 貢	〃 〃 四三嶋1679番地
行 徳 經 人	小郡市山隈391番80
福 永 努	〃 干潟1492番地22
白 石 定 雄	三井郡大刀洗町大字栄田1915番地
黒 木 徳 勝	〃 〃 大字山隈2103番地 3

4 就任監事

氏 名	住 所
井 上 清 毅	朝倉市三奈木4736番地 2
床 嶋 安 光	〃 草水248番地
久保山 敏 治	朝倉郡筑前町下高場568番地

福岡県告示第994号

杷木町久喜宮揚水土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良

法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年 6 月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
塚 本 光 義	朝倉市杷木久喜宮97番地
原 田 榮之助	〃 〃 1040番地 1
石 井 定 和	〃 杷木若市3063番地
佐渡嶋 三比古	〃 杷木久喜宮1133番地
石 井 一 憲	〃 杷木若市2382番地
高 倉 昌 志	〃 杷木久喜宮1150番地
井 上 光四朗	〃 〃 1095番地 1
井 上 三 雄	〃 杷木古賀1542番地
熊 谷 誠 二	〃 杷木若市2641番地

2 退任監事

氏 名	住 所
養 父 芳 樹	朝倉市杷木若市2763番地
石 井 親 義	〃 〃 3103番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
福 田 幸 夫	朝倉市杷木久喜宮1066番地 4
中 村 直 樹	〃 杷木若市2339番地 1
中 村 洋 二	〃 〃 2343番地 2
養 父 一 守	〃 〃 2762番地
青 柳 昌 弘	〃 〃 2761番地
熊 谷 鉄 夫	〃 杷木久喜宮1112番地
佐 藤 康 宏	〃 杷木若市2600番地
中 村 雅 幸	〃 〃 2992番地
池 田 敏 男	〃 杷木古賀1552番地

4 就任監事

氏名	住所
阿部五男	朝倉市杷木久喜宮103番地2
神保三雄	〃 〃 1191番地1

福岡県告示第995号

宮ノ陣第一土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
原口輝俊	久留米市宮ノ陣2丁目7番5号
半田俊男	〃 〃 2丁目2番75号
吉田正憲	〃 〃 2丁目4番5号
宮崎政信	〃 〃 2丁目8番6号
熊谷茂美	〃 〃 2丁目70号
花田和也	〃 〃 2丁目12番12号

2 退任監事

氏名	住所
樋口悟	久留米市宮ノ陣2丁目11番28号
今村和男	〃 〃 5丁目5番37号

3 就任理事

氏名	住所
宮崎文雄	久留米市宮ノ陣2丁目8番7号
吉田淳子	〃 〃 2丁目10番8号
今村末夫	〃 〃 2丁目10番10号
中川シゲ子	〃 〃 2丁目4番17号
半田秀俊	〃 〃 3丁目1番5号

山口祐司	〃 〃 2丁目6番7号
------	-------------

4 就任監事

氏名	住所
永田訓祥	久留米市宮ノ陣2丁目4番12号
本山松樹	〃 〃 5丁目1番10号

福岡県告示第996号

大橋第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
鹿毛英司	久留米市大橋町合楽342番地1
中野峰穂	〃 〃 常持826番地
石井保利	〃 〃 合楽538番地3
鹿毛隆則	〃 〃 蟪川1398番地
古賀貞敏	〃 〃 常持885番地
鹿毛林	〃 〃 〃 919番地2の1
幸若雅樹	〃 〃 合楽411番地
原和弘	〃 〃 蟪川1081番地1
木稲義登	〃 〃 〃 1228番地1
益永ヨシ子	〃 〃 〃 1441番地15
鹿毛保	〃 〃 〃 1201番地

2 退任監事

氏名	住所
古賀一成	久留米市大橋町常持935番地2
二俣一郎	〃 〃 合楽99番地1
鹿毛努	〃 〃 蟪川1492番地

3 就任理事

氏名	住所
木 稲 守 善	久留米市大橋町蛭側1332番地
鹿 毛 俊 一	〃 〃 常持1104番地
合 原 崇	〃 〃 合楽405番地 1
中 村 辰 己	〃 〃 蛭川1175番地
高 田 光 輝	〃 〃 常持377番地 1
平 塚 妃 佐 子	〃 〃 〃 872番地 2
行 徳 美 光	〃 〃 合楽435番地
久保山 新 二	〃 〃 合楽213番地
古 賀 敏 保	〃 〃 蛭川1251番地
石 橋 貴 史	〃 〃 〃 1371番地
石 橋 俊 洋	〃 〃 〃 905番地 2

4 就任監事

氏名	住所
平 塚 英 敏	久留米市大橋町常持374番地 2
佐 藤 富 一	〃 〃 合楽111番地
平 田 文 則	〃 〃 蛭川1068番地

福岡県告示第997号

大橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏名	住所
幸 若 英 明	久留米市大橋町合楽1086番地
鹿 毛 貢	〃 〃 常持1164番地 2
石 井 俊 雄	〃 〃 合楽246番地 1

末 次 秋 水	〃 〃 常持360番地 6
井 上 潔	久留米市大橋町常持950番地 1
秋 永 ヨシ子	〃 〃 〃 929番地 2
園 木 正 広	〃 〃 合楽1069番地 3
佐 藤 守 義	〃 〃 〃 115番地 1
坂 井 崇	〃 田主丸町中尾877番地 1
橋 本 謙 一	〃 草野町紅桃林283番地
鳥 津 清 晴	〃 善導寺町鳥705番地

2 退任監事

氏名	住所
清 水 雅 之	久留米市田主丸町中尾1723番地
秋 永 昇	〃 大橋町常持844番地
幸 若 勝 行	〃 〃 合楽412番地

3 就任理事

氏名	住所
古 賀 清 則	久留米市大橋町常持333番地 5
合 原 昭	〃 〃 〃 33番地 3
澁 谷 守	〃 〃 合楽544番地 5
山 川 敬 滋	〃 〃 常持831番地 2
水 落 洋 明	〃 〃 〃 239番地
古 賀 敏	〃 〃 〃 1123番地 2
鹿 毛 英 司	〃 〃 合楽342番地 1
佐 藤 光 康	〃 〃 〃 103番地
加 藤 定 次 郎	〃 田主丸町中尾1369番地 1
堀 内 和 隆	〃 〃 〃 964番地 1
穴 見 治 義	〃 草野町草野835番地 1

4 就任監事

氏名	住所
西 坂 喜 八	久留米市善導寺町鳥660番地

中野 義 則	〃 大橋町常持367番地 1
柳 瀬 隆	久留米市大橋町合衆162番地

福岡県告示第998号

袋野堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
江 藤 邦 夫	うきは市浮羽町高見498番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
諫 山 一 郎	うきは市浮羽町古川607番地

3 就任監事

氏 名	住 所
江 藤 邦 夫	うきは市浮羽町高見498番地 1

福岡県告示第999号

甘木市小田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
松 尾 正 憲	朝倉市小田1531番地
小 島 清 春	〃 〃 1677番地
小 嶋 重 義	〃 〃 748番地
松 尾 光	〃 〃 1738番地 1

矢 野 稔 靖	〃 〃 763番地 1
松 尾 彰	朝倉市小田1392番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
小 島 廣 隆	朝倉市小田1687番地 2
西 田 登	〃 〃 769番地
来 野 茂 則	〃 〃 1601番地

3 就任理事

氏 名	住 所
松 尾 正 憲	朝倉市小田1531番地
小 島 美 盛	〃 〃 1727番地 1
小 嶋 重 義	〃 〃 748番地
松 尾 光	〃 〃 1738番地 1
西 田 留 吉	〃 〃 1656番地
松 尾 彰	〃 〃 1392番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
小 島 清 春	朝倉市小田1677番地
西 田 登	〃 〃 769番地
来 野 茂 則	〃 〃 1601番地

福岡県告示第1000号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町田代字八窪16の1、字海太郎164、199、228、230、字鳥山313、314、336、339の1、339の2、字開360の1、360の7、365、366、字曾底381、385、387、

402の1、404、415、422の1、字捨井手446、字下堂目木481の1、481の2、503、508の1、508の3、508の6、字上堂目木554の1、字柿ノ木迫631の1、638の2、字下姥ヶ塚690の1、字上姥ヶ塚708の1、708の2、字北明所726の1、726の2、729の1、730の1、744、748の1、756、757、759の1、759の2、764、字南明所780の2、781の1、781の2、786、788の1、789の1、793の1、793の2、794、800、801、803、805、807、812の1、812の2、814、815、818の2、819から821まで、823の1、824、828、字中明所829、834、836の1、836の2、838の1、838の5、839の2、843の1、843の2、845の3、853の6、855、860、字角佛968、970、字小別当1029、1035の3、1044、1048の1、1048の3から1048の5まで、1049の1、1056の1から1056の4まで、1057から1059まで、1069の4、字辻ノ木1102の2、1109の1、1110の1、字長畑1125の1、字年ノ神1167、1168の2、1171の1、1171の2、1182の1、1182の3、1182の4、1183、1184、1186、1192、字檜ノ実谷1239の4、1250の2から1250の4まで、字松本1267の1、1267の2、1301、1316の3、字阿蘇谷1382の1、1396、1397の1、1397の2、1399、1402の3、1410の1、1410の2、1411の1、1426の1、1426の3、1434、1436の2、1440、1443の1、1444、1445、1447の1、1447の2、1451、1454から1457まで、1460、字池ノ谷1518、1520、1534の1から1534の3まで、1535の1、1537、1540、字井手ノ本1552の1、字岩ノ鼻1585の2、1585の8、1585の9、1588、1612、1615の1、1623の2、字井手ノ上1648の3、字上眞梨穂1655の1、1667の1、1667の5、1673の1、1674の1、字下眞梨穂1701、1702の1、字新城1740の4、字尾草1784、1789の1、1798の1、1798の3、1799の1、1799の2、1800の1、1800の2、1803の3、1808の1、1808の4、1808の5、1808の16、1812の1、1812の2、1813の1、1815、1816、1819、1820の1、1822の2、字下尾道1847の1、1850の1、1861、1863の1、字中尾道1881、1882、1889、1899の1、1899の2、1900、字上尾道1939の2、1943の1、1944、1950の1、1953の1、1953の8、1953の12、字山尾道1957の1から1957の6まで、1958の23から1958の27まで、1958の33、1963の1、1963の3、1965の8から1965の11まで、1970、1974の1から1974の3まで、1975、字板木1986、1988、1990、1995、1996の1から1996の5まで、1997、2000の3、2001の1、2001の2、2002の1から2002の3まで、2003の1、2004、2008の3、2008の5、2008の7、2008の10、2008の15、2009、字芳ノ本2011から2013まで、2017、

2020の1、2021の3、2021の4、2022、2023、2026、2039の1から2039の3まで、2040、2041の1、2041の2、2042、2043、2046の1、2046の2、2050、2051、2062の14、2071の12、2071の19、2071の22、2071の29から2071の34まで、2071の37、2071の61、2071の65、2071の81、2071の82、2071の124、2071の126、2071の134から2071の136まで、2072の3、2072の4、字南眞門2093、2096の1、字蜂ノ窪2163の1、2163の2、字堂ノ迫2179、2182、2184、2189、2194、2199、字杉山2209、字平2352、2354、2357、字桑原2430、2431、2433から2435まで、2447の1、2458、2460、2471、字鶯ノ口2481の2、2482、2483、2490の1、字鶴牧2511の2、2517の1、2521の1、2522、2523、2525から2528まで、2529の1、2529の2、2530の1、2530の2、2533、2534、2535の1、2535の2、字高柿2593、字里神2650、字菅之谷2733、2735の1、2737、2739の1、2739の5、2739の6、2749、2751、2756の4、2757、2758の1、2758の2、2758の4、2760、2765、2766、字谷山口2801、2806、字山口2885の1、2932の1、2932の2、2933、字陸園2968、2969、3001の2、3003、3017の1、3024、3033の1、3033の2、3039の1、3039の4、3039の5、3040の1から3040の3まで、3042、3043の2、3045の1から3045の3まで、3049、3052、3053の2、3055、3056、3057の2、3061、3063の1、3066の1、3072、3073、3078、字坂ノ根3135の1、3138、3140の2、3140の3、3142から3145まで、3147、3148の1、3148の2、3149、3150の1から3150の3まで、3152、3156の1、3157の2、3158の1から3158の3まで、3160の1、3164、3165の1、3166の1、3166の2、3171、3176、3177の1、3177の2、3190の15、3194、字釘山3226の5、3226の8、3233の1、3234の1、3235から3237まで、3239の1、3239の2、3241、3246の1、3247の1、3248、3249の1、3249の2、3250の2、3250の3、3260の1、3260の2、3265の1、3265の2、3269の1、3271の1、3272の1、3273の1、3279の1、3285の1、3285の2、3288、3289の1、3291の1、3296の1、3301の1、3303、3304の1、3304の2、字陳床3327の1、3330の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1001号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市馬見字岩河内2546、2551、字夕日迫2665の1、2672

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1002号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（平成23年2月福岡県告示第273号）は取り消す。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田川郡添田町大字英彦山字山犬谷31、字鷹巢原32の5、32の8、32の9、32の13、32の14、32の19、33の1、32の1、32の3、32の16及び33の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字分銅石34の1及び34の2並びに字智室6の3並びに大字中元寺字大藪東163の1、163の2、163の10及び163の11、字木浦165並びに字大藪西166の1、166の69から166の76まで、166の92から166の99まで及び166の107から166の109まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	岡垣線	前	宗像市吉留3587番2先から 宗像市吉留3486番先まで	5.0 ～ 5.5	35.0
			後	宗像市吉留3587番2先から 宗像市吉留3486番先まで	6.0 ～ 8.0	

福岡県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	322号	前	嘉麻市上山田1251番1先から 嘉麻市上山田1268番2先まで	8.0 ～ 8.5	191.3
			後	嘉麻市上山田1251番1先から 嘉麻市上山田1268番2先まで	8.2 ～ 11.9	

福岡県告示第1005号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年5月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人心とからだの健康サポート福岡

(2) 代表者の氏名

松本 初子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市下大利5丁目6番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々が生涯を通じてより健康で心豊かな生活を送ることができ、その人らしさを発揮できるように支援し、健康な地域社会を目指す事業を行う。

福岡県告示第1006号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営巡礼淵地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成23年6月10日から 平成23年7月8日まで	大牟田市役所

福岡県告示第1007号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区

の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮崎土地改良区	平成23年5月31日

福岡県告示第1008号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字長者原字敷縄249番44及び249番72から249番80まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市南区松原7丁目60番9号
株式会社 サン・プラザホーム
代表取締役 吉川 元美

福岡県告示第1009号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字榎田字百坂5の1（次の図に示す部分に限る。）、字糶ノ宮166の2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1010号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市大分字常楽2418の7
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1011号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字護摩尻9636の1から9636の3まで、9637、9647の1、9647の2、矢部村矢部字焼山2235の12、2235の19、2235の28、2235の36

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1012号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州補完代替医療協会

(2) 代表者の氏名

大賀 研一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目9番1号 大賀博多駅前ビル7F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、補完代替医療及び予防医学に関する正しい情報や生活の中での活かし方、また、世界の統合医療の動き、先端の研究情報を広く人々に対し提供しつつ、補完代替医療や予防医学啓発に関する事業を行い、人々の健康的な生活の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1013号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 九州・アジア経営塾

(2) 代表者の氏名

四島 司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号電気ビル北館12階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、経済社会の活性化及び更なる発展を目指す不特定多数の個人・団体等に対して、活力ある企業の経営を先導する次世代のリーダーを育成するための教育事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1014号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人保育サービス・エンゼル

(2) 代表者の氏名

青山 伊都子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市須恵1丁目5番1号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）

この法人は、子育ての応援を必要とする家庭に保育サービスを提供すると共に、子どもの健やかな成長を願い、安心して子育てが行なえる地域づくりに努めることを目的とします。

（変更後）

この法人は、子育てを豊かにするための保育サービスを提供すると共に、子どもの健やかな成長を願い、安心して子育てが行なえる地域づくりに努めることを目的とします。

福岡県告示第1015号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 IBUKI

(2) 代表者の氏名

廣瀬 伸一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区七隈七丁目45番1号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）

この法人は、地域の周産期医療にかかわる人を対象として新生児蘇生法の教育と普及を図り、周産期医療のレベルを向上させ、より多くの新生児をよりよい状態で胎外生活に適応させ後障害を持つことなく生存できるようにすることを目的とする。

（変更後）

この法人は、地域の周産期医療にかかわる人を対象として新生児蘇生法の教育と普及を図り、周産期医療のレベルを向上させ、より多くの新生児をよりよい状態で胎外生活に適応させ後障害を持つことなく生存できるようにし、さらに、新生児及び一般の市民に対して、化学診断及び遺伝診断の提供、普及及び研究を行い、もって市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1016号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
伊良原土地改良区	平成23年6月1日

福岡県告示第1017号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
城井土地改良区	平成23年6月1日

公 告

公告

平成23年度クリーニング師試験を次のように実施する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成23年9月9日（金曜日）	午後1時～午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎 8階803号 会議室
	午後2時40分～午後4時30分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5cm横4cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、大牟田市及び久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書1部

(イ) 受験票・写真台帳1部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類1部(卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、県外に住所地及び就業地を有する者については、原則として卒業証明書とする。)

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(ア) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成23年7月8日(金曜日)から同月22日(金曜日)まで(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市及び大牟田市の保健所又は各区保健福祉課にあっては午前8時30分から午後5時まで、福岡市の各区保健福祉センターにあっては午前9時から午後5時まで)とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成23年7月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、平成23年9月30日(金曜日)午前9時に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び福岡県庁に掲示して行うとともに、県ホームページに掲載することによって行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は保健衛生課に対して行うこと。

(2) 郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して90円切手を貼った返信用封筒(定形)を必ず同封すること。

(3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募を実施しないで福岡県森林法施行細則(平成12年福岡県規則第64号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県農林水産部森林保全課に備え置きます。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に規定する軽微な変更該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行細則の施行年月日

平成23年6月1日

公告

平成23年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知)の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 日時及び場所

日	時	場 所
平成23年10月23日 (日曜日)	午前10時～	福岡市城南区七隈8丁目19番1号福岡大学
		北九州市八幡西区自由ヶ丘1番8号九州共立大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区分	問題数

介護支援分野	介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	25問
保健医療福祉サービス分野	保健医療サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「保健医療サービス分野の知識等」という。）。	基礎 総合 15問 5問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「福祉サービスの知識等」という。）。	15問
合計		60問

(4) 解答免除

次の表に掲げる法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該資格に係る事項の問題について、当該資格に応じ、表の右欄のとおり解答を免除する。なお、甲、乙又は丙の資格を重複して有する者は、当該資格に応じた問題の解答をそれぞれいずれも免除する。

	法定資格取得者	免除の区分及び問題数	
甲	医師、歯科医師	保健医療サービス分野の知識等	15問 5問
		基礎 総合	
乙	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む。）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービス分野の知識等	15問
丙	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識等	15問

(5) 試験時間

解答時間は120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。ただし、解答免除対象者については、免除問題1問当たり2分（点字受験者は3分、弱視等受験者は2分36秒）で計算した時間を差し引くこととする。

3 受験手続受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料8,500円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料8,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、平成23年7月1日（金曜日）から平成23年7月29日（金曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

平成23年12月9日（金曜日）に受験者全員に対し、可否の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092-431-4585）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して240円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

平成23年度一般業務用パソコン賃貸借

計 1,957台 7年間

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成23年5月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社

(2) 住所

(九州支社) 福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

7年間総額 60,136,524円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成23年4月4日

公告

一般消費者に対する米穀等の産地情報伝達義務違反に係る勧告及び公表の指針案について、次のとおり意見を募集します。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成23年5月31日から平成23年6月30日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県農林水産部農林水産物安全課に備え置きます。

公告

落札者の公示について、次のとおり公示します。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

契約に係る物品の名称

ICカード化運転免許証作成システム消耗品単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成23年3月31日

4 契約の相手方の氏名及び所在地

(1) 氏名

株式会社DNPアイディーシステム

(2) 住所

東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 落札金額

単価 ¥661.08-

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成23年2月18日

公告

落札者の公示について、次のとおり公示します。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

契約に係る物品の名称

本部ガソリン・ローリー給油単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成23年3月31日

4 契約の相手方の氏名及び所在地

(1) 氏名

増田石油株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区大手門3丁目4番5号

5 落札金額

ガソリン（レギュラー）1ℓ単価 ￥136.78-

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成23年2月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約事項の名称

コピー用紙単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成23年5月26日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	リコージャパン株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅東2丁目1番1号	27,028,743円
(2)	福岡地区	リコージャパン株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅東2丁目1番1号	18,122,286円
(3)	北九州（北）地区	リコージャパン株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅東2丁目1番1号	6,234,732円
(4)	北九州（南）地区	リコージャパン株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅東2丁目1番1号	3,656,898円
(5)	築豊地区	リコージャパン株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅東2丁目1番1号	6,346,347円
(6)	筑後（北）地区	リコージャパン株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅東2丁目1番1号	6,463,737円
(7)	筑後（南）地区	リコージャパン株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅東2丁目1番1号	5,703,327円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

平成23年4月22日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ① 四輪運転シミュレータ賃貸借
- ② 二輪運転シミュレータ賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- カ) ア)からオ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年6月29日（水）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

1の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

ア 四輪運転シュミレーター賃貸借（契約番号①）

イ 二輪運転シュミレーター賃貸借（契約番号②）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成23年10月1日から平成30年9月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許試験課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登録者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関するお問い合わせ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年7月20日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成23年6月10日（金）から平成23年7月19日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成23年7月20日（水）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

ア 契約番号①（四輪運転シュミレータ貸貸借）
平成23年7月21日（木）午後10時00分

イ 契約番号②（二輪運転シュミレータ貸貸借）
平成23年7月21日（木）午後10時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者が不在の場合の措置

開札した場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金またはこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額との記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の期限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「契約書」（契約時に添付）の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Articles and Quantity

a. A lease contract for a motor vehicle driving simulator (Contract No. 1)

b. A lease contract for a motorcycle driving simulator (Contract No. 2)

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on July 20, 2011

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police

Headquarters

Address : 7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku,

Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Telephone : 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第63号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成23年6月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年6月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

(政党以外のその他の政治団体)

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
馬場よしひさ後援会	馬場 能久	石田 俊輔	福岡市南区清水3丁目8 -29-505

収用委員会

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年6月10日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道、町道、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県京都郡苅田町大字下片島字雨堤	93番	山林	2,272.84 (2,272) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積1,720.54平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人佐藤音松の相続人

佐藤厚（持分2分の1）

福岡県行橋市行事七丁目7番13号

佐藤節子（持分2分の1）

福岡県行橋市行事一丁目1番16号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年5月27日